輸送機械器具	自動車（戦闘用自動車を除く。）	乗用車 バスシャシー（完成車を含む。） トラックシャシー（完成車を含む。） 特殊自動車 トレーラ 二輪自動車（モータースクータを含む。） 車体		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その四十）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その四十）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品 内燃機関電装品（自動車用以外のものを含む。） 二輪自動車部品	エンジン 気化器 ショックアブソーバ 計器類 ブレーキ装置	従事者百名以上のもの		機械器具月報（その四十一）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その四十一）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月五日	
	自転車及び車いす（原動機付自転車を除く。）	完成自転車		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その四十三）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月五日
				従事者十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その四十三）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十三）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		車いす		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その四十三）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その四十三）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十三）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	産業車両	動力付運搬車		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その四十四）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その四十四）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四十四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	航空機	航空機 機体部品・付属装置 発動機 補機（発動機の付属品を含む。） 航空計器・操縦訓練用設備		全部		機械器具月報（その四十五）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		